

心理支援加算の新設（令和6年度診療報酬改定）

- 心的外傷に起因する症状を有する患者に対して適切な介入を推進する観点から、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合の評価を新設する。

（新） 心理支援加算 250点（月2回）

[算定要件]（概要）

- (1) 心理に関する支援を要する患者に対して、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師が、対面による心理支援を30分以上実施した場合に、初回算定日の属する月から起算して2年を限度として、月2回に限り算定できる。
- (2) 実施に当たっては、以下の要件をいずれも満たすこと。
 - ア 対象患者：外傷体験（※）を有し、心的外傷に起因する症状を有する者（PTSDの診断基準等を参考にしている。）として、精神科医が心理支援を必要と判断したもの
(※) 身体的暴行、性的暴力、災害、重大な事故、虐待若しくは犯罪被害等
 - イ 医師は当該患者等に外傷体験の有無等を確認した上で、当該外傷体験及び心的外傷に起因する症状等について診療録に記載する。

(※) について、直接体験したものの他、直接目撃したものや、近親者又は親しい友人に起こった暴力的な出来事等の外傷体験に起因する場合も含まれる。